

令和8年度「ふくしまシャベル」ファンづくり推進事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

東日本大震災・原子力災害以降、本県では復興に向けて、食・観光・文化をはじめ福島ならではの魅力や、復興へと歩む人たちの思い等を発信してきたが、震災から15年が経過した現在においても、依然として風評・風化の問題が残っている。

一方で、震災以降、全国各地で福島県のために消費等の行動を起こすファンや関係人口の存在も認知できるようになった。ALPS 処理水海洋放出の際も同様であったが、ファンという存在は、ネガティブな側面があっても、行動を継続し、応援の動きを支えることから、風評・風化対策として重要なものであると考えられる。

このため、国内最大の都市圏である東京において、ふくしまファン等にあらためて福島県のコンテンツに触れてもらい、さらなるコミットメントを促すとともに、新規のふくしまファンの獲得を目指していく。

2 業務名

令和8年度「ふくしまシャベル」ファンづくり推進事業

3 委託期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

4 見積限度額

6,963千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※提案した企画を遂行するために必要となるすべての経費を含む。

5 業務の概要及び内容

ファンづくり及び関係人口創出のため、福島県の魅力（食、日本酒、観光、工芸品等）をテーマに、首都圏在住者等を対象としたファンミーティングを開催する。【喋る】（魅力を語り合う）×【シャベル】（魅力を掘り下げる）をコンセプトとし、福島県に対する共感や愛着を醸成するとともに、県産品の購入や本県への訪問、情報発信、コミュニティへの参加等の行動変容を促す。

また、イベントを通じて参加者同士及び地域との交流を生み出し、継続的に本県と関わるコミュニティ形成を促進する。

業務内容は、別紙「令和8年度「ふくしまシャベル」ファンづくり推進事業 業務委託仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、業務委託予定者の選定後に、企画提案書の内容をもとに仕様書を決定する。

6 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- と。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 スケジュール

| 日 時 | 内 容 |
|---------------------------|-----------------|
| 令和 8 年 4 月 10 日（金） | 公募開始 |
| 令和 8 年 4 月 20 日（月） 17 時まで | 質問書の提出期限 |
| 令和 8 年 4 月 22 日（水） 17 時まで | 質問書への回答 |
| 令和 8 年 4 月 24 日（金） 17 時まで | 参加申込書の提出期限 |
| 令和 8 年 4 月 28 日（火） 17 時まで | 参加資格確認結果の通知 |
| 令和 8 年 5 月 13 日（水） 17 時まで | 企画提案書等の提出期限 |
| 令和 8 年 5 月 18 日（月） | 一次審査（書面）結果の通知 |
| 令和 8 年 5 月 21 日（木） | 二次審査（プレゼンテーション） |
| 令和 8 年 5 月下旬 予定 | 審査結果の通知 |
| 令和 8 年 5 月下旬以降 予定 | 契約締結 |

8 手続に関する事項

- (1) 質問の受付
- 質問については、以下により受け付ける。
- ア 提出書類：質問書（様式第 1 号）

- イ 提出期限：令和8年4月20日（月）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：電子メール
※電子メールの送信後、その旨を架電すること。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和8年4月22日（水）17時までに東京事務所のホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

(2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出書類：①参加申込書（様式第2号）
②会社概要や業務分野が記載されたパンフレット（1部）
- イ 提出期限：令和8年4月24日（金）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：郵送又は電子メール
※電子メールの送信後、その旨を架電すること。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類：①企画提案書
※「9 企画提案書の記載内容等」のとおり記載すること。
②類似業務の受託実績一覧（令和5～7年度）
- イ 提出部数：10部
- ウ 提出期限：令和8年5月13日（水）17時まで（必着）
- エ 提出方法：郵送又は持参
※郵送の場合、発送した旨を架電すること。
※郵送又は持参に合わせて、企画提案書のデータを電子メールで送信すること。なお、郵送又は持参をもって受付を認めるものであって、電子メールの送信のみをもって受付とするものではない。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。
なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

提出する企画提案書には以下の「提案1」から「提案4」まで記載すること。

<提案1：ファンマーケティング等に関する考え方>

ファンマーケティングの考え方、福島ならではの魅力や風評・風化対策の取組に関する理解を持ち、効果的な提案を行うこと。

<提案2：事業の取組内容>

別紙「令和8年度「ふくしまシャベル」ファンづくり推進事業 業務委託仕様書（案）」に基づき、提案すること。また、本事業の目的を達成するために効果的な取組があれば、加えて提案すること。

<提案3：事業の実施体制>

本事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案すること。

本業務の遂行に当たって、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名・経歴・過去の実績等を明記すること。

<提案4：積算見積書>

それぞれの費目の内訳が分かるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）。

(2) 様式

様式は任意。ただし、日本工業規格A4判／横向き／両面印刷。両面10枚以内（総頁数20頁以内）。なお、表紙は枚数に含めない。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成に要する費用は提案者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。

10 企画提案書の審査方法、評価基準

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア 一次審査（書面審査）

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。

【一次審査の結果通知：令和8年5月18日（月）】

イ 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

- ・オンライン（ZOOM）により開催する。正式な開催日時等は別途通知する。
- ・プレゼンテーションは25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）とする。
- ・二次審査で使用できる資料は企画提案書のみとし、追加資料の提示は認めない。

【二次審査の実施日：令和8年5月21日（木）】

(2) 審査基準及び配点

| 審査項目 | 配点 | 評価基準 |
|---------------------|----|---|
| ①ファンマーケティング等に関する考え方 | 15 | ・ファンマーケティングに関する理解度 ・福島ならではの魅力、風評・風化対策の取組に関する理解度 等 |
| ②各業務の取組内容 | 60 | ・情報発信の方法、訴求力、波及効果、効果分析、履行の確実性 等 |
| ③実施体制 | 15 | ・実施体制、業務遂行能力 等 |
| ④事業費の妥当性 | 10 | ・実施内容に対する予算額の妥当性 ・適正かつ効果的な予算計画 等 |

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定の点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、二次審査参加者全員に対し、書面で通知する。また、審査結果を東京事務所ホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和8年5月下旬】

11 企画提案書を失格等とする事項

(1) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本募集要領等に示す条件に違反した場合。

イ 虚偽の内容が記載されている場合。

ウ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出する場合。

エ その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

(2) 辞退

「参加申込書」(様式第2号)を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

12 契約に関する事項

(1) 本事業は、国の「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))」を活用したものであることから、交付金の交付決定等により変更・中止となる場合がある。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害について県は一切負担しない。

(2) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この過程において、業務委託予定者が参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果が次点であった者と契約を協議する。

(3) 契約の締結

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

(4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(5) 関係書類の整備・提出

- ア 受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。
- イ 受託者は業務完了報告の際、領収書や銀行振込受領書、事業従事者各人の従事時間を記した業務日誌等の本業務遂行に当たり要した費用の支払いの事実を証明する証憑書類を収支報告書とともに提出すること。

13 その他の事項

- (1) 採用した作品等の権利は全て県に帰属する。
- (2) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (3) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。ついては、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。
- (4) 企画提案のあった規模を下回ることにはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。
- (5) 地産地消の観点から、各種コンテンツの作成等においては、可能な限り地元企業を活用すること。

14 問合せ先及び提出先

福島県東京事務所（担当：浅野）

電話 03-5212-9050 FAX 03-5212-9195

メール tokyo.jimusho@pref.fukushima.lg.jp

所在地 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 12F

開所時間 平日 9 時 00 分～17 時 45 分